



宮城県観光課



宿泊施設や観光集客施設の無線LANの整備を支援します 「平成28年度観光集客施設無線LAN設置支援事業補助金」 (平成28年度第2次募集分)

観光庁が実施したアンケートで、日本を訪れる外国人旅行者の約37%が「無料の公衆無線LANがなく、旅行中に困った」と答えています。

宮城県では、震災で大きく減少した外国人観光客の利便性向上を主な目的として、宿泊施設や観光集客施設に無料公衆無線LANを設置する事業者の皆様を支援します。



※無線LANとは、パソコンやスマートフォンで、ケーブルを使わずにデータをやりとりできる情報通信のネットワークのことです（似た言葉に「Wi-Fi」がありますが、ほぼ同じものと考えて問題ありません）。無料の公衆無線LANが宿泊施設や観光集客施設などに設置されていれば、日本国内で携帯電話回線の契約をしていない外国人観光客でも、快適にインターネットを利用することができます。

○補助の概要（詳しくは裏面をご覧ください）

補助対象施設	県内の宿泊施設又は観光集客施設
対象経費	公衆無線LANの機器購入費及び設置工事費
補助率	対象経費の2分の1以内
補助限度額	100万円

募集期間	平成28年11月14日(月)から平成28年12月28日(水)の午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く) ※募集期間中であっても補助額が予算額に達した時点で、受付を終了いたします。
交付決定	交付申請書を受付順に審査し、随時交付決定の可否を通知
申請・問い合わせ先	宮城県観光課観光企画班(宮城県庁14階) 電話 022-211-2823 〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1



【事業概要】

- **補助対象者** 宮城県内の次の施設に、無料公衆無線LANを**新設**する事業者
※民間の方で、個人、法人の別は問いません。
 - (1) 宿泊施設（ロビー、客室、食堂、宴会場など）
 - (2) 知事が特に認める観光集客施設 ※お問い合わせください。
※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号の営業に供する施設及びこれに類するものと知事が認める施設は除きます。

※施設の従業員のみが使用する場所への設置は、補助の対象となりません。
- **補助対象経費** 下記の経費を対象とします。いずれも無料公衆無線LANを新たに設置する場合に限ります。
 - (1) 機器購入費（無線LAN（親機）、その他無線LAN設置に必要と認められる機器）
 - (2) 設置工事費（電源設置工事、配線工事、その他無線LAN設置に係る工事）
※レンタル機器のレンタル料やその設置に係る工事費は、補助の対象となりません。
※対象となる施設が複数ある場合、対象経費の合算を可とします。
- **補助率** 補助対象経費の 1/2以内
- **補助限度額** 100万円
※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- **申請要件** ①宮城県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等は、補助金の交付申請をすることができません。
②県税に未納がある者は、補助金の交付申請をすることができません。

- **申請受付期間** 平成28年11月14日(月)から平成28年12月28日(水)の午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く）
- **申請書提出先** 宮城県観光課観光企画班（宮城県庁14階）
※郵送での申請も可能です（宛先：〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1）。
- **申請書等** 申請書の様式及び必要な書類等は、宮城県観光課のホームページでダウンロード及び確認ができます。また、申請書の様式は申請先でも配布します。
【観光課ホームページ】 <http://www.pref.miyagi.jp/kankou/>
- **申請から交付までの流れ**
 - (1) 補助金の交付申請 ※
 - (2) 申請内容の審査
 - (3) 交付決定の可否通知（随時）
 - (4) （無料公衆無線LANの設置後）実績報告書の提出 ※
 - (5) 実績報告書の審査・完了検査
 - (6) 補助金の確定通知
 - (7) 補助金の交付

※印は申請者が行うもの
- **問い合わせ先** 宮城県経済商工観光部 観光課 観光企画班
電話:022-211-2823/FAX:022-211-2829/e-mail:kankoup@pref.miyagi.jp